

認定救急検査技師制度規則

第一章 総則

- 第一条 認定救急検査技師制度は、統一した基準の下に救急臨床検査に関わる技術者の認定を行い、地域や時間を問わず実施される救急診療において、臨床現場に即した迅速な検査結果を提供し、かつ安全性を担保する知識・技術を普及させることによって国民の保健衛生の向上と、社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第二条 この制度は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下、日臨技と略）認定センター運営規程に基づいて実施する。
- 第三条 この制度に必要な具体的内容ならびに実施に関する全ての事項を作成するために必要な、認定救急検査技師制度審議会（以下、審議会と略）を設置する。
- 第四条 審議会には日臨技と、日本救急検査技師認定機構（以下、認定機構と略）、一般社団法人日本臨床救急医学会（以下、臨床救急医学会と略）から委員を選出する。
1. 3団体から、計12名以内とする。
 2. 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
 3. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする。
 4. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
 5. この制度の事務処理をするため事務局を設け事務局長1名を置くことが出来る。
 6. 事務局長は代表委員が任免する。
 7. 事務局長の任期は代表委員の任期と同期する。
- 第五条 審議会の議決は、日臨技と認定機構、臨床救急医学会の承認を必要とする。

第二章 認定救急検査技師受験申請者の資格

- 第六条 受験申請者は、次の各項の条件を全て満たす者に限る。
- なお虚偽の申請があった場合、2年間の受験資格停止を命ずることもある。
1. 臨床検査技師の国家資格を有する日臨技会員で5年以上の臨床経験を有すること
 2. 臨床救急医学会の会員であること
 3. 受験申請時まで「日臨技生涯教育研修制度」修了者であること
 4. 日臨技認定センター主催の「認定救急検査技師制度指定講習会」を申請時から遡って5年以内に受講し、修了証書または受講証明書を授与されていること
 5. 救急診療業務（救急標榜施設または日当直検査体制のある施設）に通算3年以上携わっていること
 6. 申請時から遡って5年以内に、細則に定める学術・研修単位を30単位以上取得していること

第三章 認定救急検査技師の認定

- 第七条 資格審査および認定試験は、認定救急検査技師度審議会の責任において実施する。
- 第八条 認定救急検査技師認定証の有効期限は5年間とし、認定救急検査技師制度の水準を保持するため、認定更新制度を施行する。

第四章 認定更新

第九条 5年ごとの認定更新は有効期限の最終の年に行うこととする。認定更新申請は更新申請料を添えて、認定期間内最終年の8月1日～10月末日までに次項の更新申請書類一式（資格更新申請書 様式-1～様式-4）と共に日臨技認定センターに提出しなければならない。更新期限が切れた資格の追認は行わない。
（申請書類は従来の様式1～4を使用予定）

第十条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次のとおりとする。

1. 日臨技および臨床救急医学会の会員を継続していること
（ただし、第1回～第3回認定者に限り、初回更新時までには日臨技および臨床救急医学会に入会していること）
2. 認定有効期間内に日臨技認定センター主催の「認定救急検査技師制度指定講習会」を受講し、修了証書または受講証明書を授与されていること
3. 認定有効期間内に日臨技生涯教育研修制度の修了証書を取得していること
4. 認定有効期間内に細則に定める学術・研修単位を30単位以上取得していること
5. 申請書類の審査を「認定救急検査技師制度資格更新ワーキンググループ」が行い、審議会が承認すること

第十一条 延免申請及び審査

不慮の事故や療養、出産及び長期間の海外出張、転勤や配置転換などの理由により、更新の手続きならびに更新の条件が遂行できない場合、申請時に更新延免申請書と所属長ならびに職場長の証明書を提出しなければならない。審査は審議会で行う。

第五章 認定救急検査技師の資格喪失

第十二条 日臨技認定センター中央委員長は、認定機構および臨床救急医学会の承認を経て、下記の認定救急検査技師の資格を取り消すことができる。

1. 認定救急検査技師を辞退したとき
2. 認定救急検査技師の更新申請を行わなかったとき
3. 認定救急検査技師の更新が認められなかったとき
4. 認定救急検査技師としての適格性を欠くと審議会が認めたとき

第六章 ワーキンググループの設置

第十三条 審議会は公平且つ円滑な認定試験実施並びに資格更新制度維持の為、下記ワーキンググループを設置する。

1. 認定救急検査技師制度あり方ワーキンググループ
2. 認定救急検査技師制度試験ワーキンググループ
3. 認定救急検査技師制度研修会・資格更新ワーキンググループ
4. 任期は2年とし再任を妨げない。

5. 補欠または増員により選任された委員の任期は、前項の規定に関わらず前任者の
または他の現任者の在任期間とする。
6. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を
行う。

第七章 規則の改廃

第十四条 この規則の改廃は審議会の議決を経て、認定機構および臨床救急医学会の承認を受けなければならない。

第八章 補則

第十五条 この規則は平成28年4月1日から施行する。

細則：資格申請および更新審査の学術・研修基準単位

1. 認定救急検査技師制度指定講習会（各5単位、15単位を上限とする）

申請時からさかのぼって5年以内に少なくとも1回の受講を必須とする。

2. 必須加入団体・学会（各3単位の合計6単位）

日臨技、臨床救急医学会への入会を必須とする。（ただし、第1回～第3回認定者に限り、初回更新時までに日臨技および臨床救急医学会に入会していること）

3. 協力・関連学会および研究会会員歴（各2単位、10単位を上限とする）

生物試料分析科学会、体液・代謝管理研究会、日本救急医学会、日本検査血液学会、日本血栓止血学会、日本細菌学会、日本災害医学会、日本集中治療医学会、日本不整脈心電学会、日本中毒学会、日本超音波医学会、日本糖尿病学会、日本臨床化学会、日本血液学会、日本臨床検査医学会、日本臨床検査自動化学会、日本臨床細胞学会、日本臨床微生物学会、日本感染症学会、日本輸血・細胞治療学会、日本医療情報学会など、医療関連学会・研究会に限る。審査はワーキンググループにて行う。

4. 認定資格（10単位を上限とする）

1) 5単位：緊急臨床検査士、一級臨床検査士

2) 3単位：細胞検査士、心臓リハビリテーション指導士、超音波検査士、糖尿病療養指導士、二級臨床検査士、認定一般検査技師、認定管理検査技師、認定クリニカル・トキシコロジスト、認定血液検査技師、認定心電検査技師、認定臨床化学者、認定臨床微生物検査技師、認定輸血検査技師、分析機器試薬アナリスト、POCコーディネータなど医療関連の資格に限る。審査はワーキンググループにて行う。

（ただし、超音波検査士と二級臨床検査士は複数領域の認定であっても3単位のみとする）

5. 著書・論文（10単位、筆頭の場合のみ該当、20単位を上限とする）

記載事項：著者（筆頭のみ）、題名、書名、発行所、始頁から終頁、発行年と申請者が記載されているページの別冊またはコピーを添付する。

6. 学会発表（筆頭の場合のみ該当、10単位を上限とする）

1) 5単位：日本医学検査学会、日本臨床救急医学会総会・学術集会

2) 3単位：支部医学検査学会および細則3に挙げた協力・関連学会および研究会など。

（但し、支部医学検査学会以外は総会に限る）

3) 2単位：都道府県医学検査学会および細則3に挙げた協力・関連学会および研究会の
地方学会・支部学会

7. 学会参加（10単位を上限とする）

1) 2単位：日本医学検査学会、日本臨床救急医学会総会・学術集会

2) 1単位：支部医学検査学会、都道府県医学検査学会および細則3に挙げた協力・関連学会および研究会の総会と地方学会・支部学会

8. 教育活動（各 5 単位、5 単位を上限とする）

1) 学校教育（大学・短大・専門学校）：教育機関名、役職、期間の記載と証明書類の添付

2) 認定救急検査技師制度指定講習会講師：講習会名、開催地、開催年を記載と証明書類の添付